

債権者と更改後に債務者となる者との契約によつてすることができる。ただし、更改前の債務者の意思に反するときは、この限りでない。

(債権者の交替による更改)

第五百五十五条 債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によつてしなければ、

第三者に対抗することができない。

第五百五十六条 第四百六十八条第一項の規定は、債権者の交替による更改について準用する。

(更改前の債務が消滅しない場合)

第五百五十七条 更改によつて生じた債務が、不法な原因のため又は当事者の知らない事由によつて成立せず、又は取り消されたときは、更改後の債務への担保の移転

第五百五十八条 更改の当事者は、更改前の債務の目的的限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後得なければならない。

(承諾の期間の定めのある申込み)

第五百五十九条 債権者が債務者に対して債務を免除する意思を表示したときは、その債権は、消滅する。

(承諾の期間の定めのない申込み)

第五百六十条 債権及び債務が同一人に帰属したときは、その債権は、消滅する。たゞしその債権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。

(混同)

(承諾の期間の定めのない申込み)

第五百六十二条 債権者が債務者に対する債務を免除する意思を表示したときは、その債権は、消滅する。

(承諾の期間の定めのない申込み)

第五百六十三条 債権者が債務者に対する債務を免除する意思を表示したときは、その債権は、消滅する。

(承諾の期間の定めのない申込み)

第五百六十四条 承諾の期間を定めないで隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。(申込者の死亡又は行為能力の喪失)

第五百六十五条 第九十七条第二項の規定は、申込者が反対の意思を表示した場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事実を知つていた場合には、適用しない。

(隔地者間の契約の成立時期)

第五百六十六条 隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する。

## 第一章 総則

### 第一節 契約

#### 第一款 契約の成立

(承諾の期間の定めのある申込み)

第五百五十九条 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。

第五百六十条 申込み者が前項の申込みに対し同項の期間内に承諾の通知を受けなかつたときは、その申込みは、その効力を失う。

(承諾の通知の延着)

第五百六十二条 前条第一項の申込みに対する承諾の通知が同項の期間の経過後に到達した場合であつても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができたときは、申込者が

通知を発しなければならない。ただし、その限りでない。

申込み者が前項本文の延着の通知を怠つたときは、承諾の通知を前条第一項の期間内に到達したときには、承諾の通知を発しなければならない。

2

申込み者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があつた時に成立する。

(申込みの撤回の通知の延着)

第五百二十七条 申込みの撤回の通知が承諾の通知を発した後に到達した場合であつても、通常の場合にはその前に到達すべき時に発送したものであることを知ることがで

きるときは、承諾者は、遅滞なく、申込みに対する延着の通知を発しなければならぬ。

承諾者が前項の延着の通知を怠つたときは、契約は、成立しなかつたものとみなす。

(申込みに変更を加えた承諾)

第五百二十八条 承諾者が、申込みに条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たなる申込みをしたものとみなす。

(懸賞金をしたるものとみなす)

第五百二十九条 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者(以下この款において「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者に対する報酬を与える義務を負う。

第五百三十条 前条の場合において、懸賞者広告者は、その指定した行為を完了する旨を表示しない場合は、前号の広告と同一の方法によつて広告を撤回することができる。たゞしその広告中に撤回しない旨を表示したときは、この限りでない。

前項本文に規定する方法によつて撤回することができる場合には、他の方法によつて撤回をすることがで

きる場合には、前号の広告と同一の方法によつて撤回をすることができる。たゞしその広告中に撤回しない旨を表示したときは、この限りでない。

前項本文に規定する方法によつて撤回をすることができる場合には、他の方法によつて撤回をすることができる。たゞしその広告中に撤回しない旨を表示したときは、この限りでない。

前項本文に規定する方法によつて撤回をすることができる場合には、他の方法によつて撤回をすることができる。たゞしその広告中に撤回しない旨を表示したときは、この限りでない。

前項本文に規定する方法によつて撤回をすることができる場合には、他の方法によつて撤回をすることができる。たゞしその広告中に撤回しない旨を表示したときは、この限りでない。

前項本文に規定する方法によつて撤回をすることができる場合には、他の方法によつて撤回をすることができる。たゞしその広告中に撤回しない旨を表示したときは、この限りでない。

前項本文に規定する方法によつて撤回をすることができる場合には、他の方法によつて撤回をすることができる。たゞしその広告中に撤回しない旨を表示したときは、この限りでない。

前項本文に規定する方法によつて撤回をすることができる場合には、他の方法によつて撤回をすることができる。たゞしその広告中に撤回しない旨を表示したときは、この限りでない。

前項本文に規定する方法によつて撤回をすることができる場合には、他の方法によつて撤回をすることができる。たゞしその広告中に撤回しない旨を表示したときは、この限りでない。



となく、直ちにその契約の解除をすることができる。

(解除権による解除権)

第五百四十三条 履行の全部又は一部が不能となつたときは、債務者は、契約の解除不能することができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除権の不可分性)

第五百四十四条 当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員から又はその全員に対してのみ、することができる。

2 前項の場合において、解除権が当事者的一人について消滅したときは、他の者についても消滅する。

(解除の効果)

第五百四十五条 当事者の一方が、その解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者との権利を害することはできない。

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならぬ。

3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。(契約の解除と同時履行)

第五百四十六条 第五百三十三条の規定は、前条の場合について準用する。

(催告による解除権の消滅)

第五百四十七条 解除権の行使について期間の定めがないときは、相手方は、解除権を有する者が対し、相当の期間を定めて、その期間内に解除をするかどうかを確答すべき旨の旨の催告をすることができる。この場合において、その期間内に解除をするかどうかを確答すべし旨の催告をすることができる。この場合において、その期間内に解除の通知を受けないときは、解除権は、消滅する。

(解除権者の行為等による解除権の消滅)  
第五百四十八条 解除権を有する者が自己の行為若しくは過失によつて契約の履行を著しく損傷し、若しくは返還することができないなくなつたときは、又は加工若しくは改造によつてこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。

2 契約の目的物が解除権を有する者の行為又は過失によらぬいで滅失し、又は損傷したときは、解除権は、消滅しない。

2 又は過失によらぬいで滅失し、又は損傷したときは、解除権は、消滅しない。

## 第二節 贈与

(贈与)

第五百四十九条 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる。

(贈与の撤回)

第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りではない。

(贈与者の担保責任)

第五百五十二条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら贈与者に告げなかつたときは、この限りでない。

2 負担贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

(定期贈与)

第五百五十三条 定期の給付を目的とする贈与は、贈与者は受贈者の死亡によつて、その効力を失う。

(負担付贈与)

第五百五十五条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに對してその代金を支払うことと約することによつて、その効力を生ずる。

(売買)

第五百五十六条 売買の一方の予約は、相手方が売買を完結する意思を表示した時から、売買の効力を生ずる。

(売買の一方の予約)

2 前項の意思表示について期間を定めなかつたときは、予約者は、相手方に對し、相当の期間を定めて、その期間内に売買を完結するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、相手方がその期間内に確答をしないときは、売買の一方の予約は、その効力を失う。

(手付)

第五百五十七条 買主が売主に手付を交付したときは、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。

2 第五百四十五条第三項の規定は、前項の場合には適用しない。

(売買契約に関する費用)

第五百五十八条 売買契約に關する費用は、当事者双方が等しい割合で負担する。

**第一百九十八条** 第百九十七条から第百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

## 第二十六章 殺人の罪

(殺人)

**第一百九十九条** 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(予備)

**第二百一条** 第百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(自殺関与及び同意殺人)

**第二百二条** 第百九十九条及び前条の罪の未殺させ、又は人を教唆し若しくは帮助して自らの承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

**第二百三条** 第百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。

## 第二十七章 傷害の罪

(傷害)

**第二百四条** 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

**第二百五条** 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。

(現場助勢)

**第二百六条** 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくとも、一年以下の懲役又は

十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 以下の罰金に処する。

**第二百七条** 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による。

## 第二十八章 過失傷害の罪

(過失傷害)

**第二百九条** 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(過失致死)

**第二百十条** 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(業務上過失致死傷等)

**第二百十一条** 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

(過失致死)

**第二百十二条** 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

(同様)

2 も、同様とする。重大な過失により人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

(同様)

**第二百十三条** 女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て堕胎させた者は、一年以下の懲役に処する。

(同意堕胎及び同致死傷)

**第二百十四条** 女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て堕胎させた者は、一年以下の懲役に処する。

(業務上堕胎及び同致死傷)

**第二百十五条** 一人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて準合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下

薬品販売業者が女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。(不同意墮胎)

**第二百五十五条** 女子の嘱託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、六ヶ月以上七年以下の懲役に処する。  
2 前項の罪の未遂は、罰する。  
(不同意墮胎致死傷)

**第二百五十六条** 前条の罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

### 第三十章 遺棄の罪

(遺棄)

**第二百五十七条** 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の懲役に処する。

**第二百五十八条** 老年者、身体障害者又は病の生存に必要な保護の者を遺棄し、又はその生存に必要な保護の者を遺棄し、又はその生存に必要な保護の者を遺棄し、又はその生存に必要な保護の者を遺棄したときは、三月以上五年以下の懲役に処する。(保護責任者遺棄等)

**第二百五十九条** 前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。(遺棄等致死傷)

### 第三十一章 逮捕及び監禁の罪

(逮捕及び監禁)

**第二百六十条** 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。(逮捕等致死傷)

**第一百二十二条** 前条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

### 第三十二章 脅迫の罪

(脅迫)

**第二百一十二条** 生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
2 親族の生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(強要)

**第二百一十三条** 生命、身体、自由、名譽若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことをを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。  
2 親族の生命、身体、自由、名譽又は財産に対する害を加える旨を告知して脅迫し、人を妨害した者も、前項と同様とする。  
3 前二項の罪の未遂は、罰する。

### 第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪

(未成年者略取及び誘拐)

**第二百一十四条** 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。(營利目的等略取及び誘拐)

**第二百一十五条** 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。(身代金目的略取等)

**第二百一十六条** 第二百二十七条の三、略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処する。  
2 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

**第二百一十七条** 第二百二十四条、第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を救助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、収容し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

**第二百一十五条の二** 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂愁を帮助する目的で、略取され又は誘拐さ

るに乘じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。  
2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他の略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。  
(所在国外移送目的略取及び誘拐)

れた者を引き渡し、収受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、収受し、輸送し、又は藏匿した者は、六年以下七年以上の懲役に処する。

4 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を収受した者は、二年以上の有期懲役に処する。

5 他略取され又は誘拐された者が近親者その他の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも同様とする。

第二百二十九条 第二百二十四条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(解放による刑の減輕)

第二百二十八条の二 第二百二十五条の二又は第二百二十七条第二項若しくは第四項の罪を犯した者が公訴が提起される前に、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第二百二十九条 第二百二十四条の罪、第二百二十五条の罪及びこれららの罪を帮助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並

びに同条第三項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。たゞ、略取され、又は売買された者を引き渡し、又は藏匿したときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

### 第三十四章 名誉に対する罪

#### (名誉毀損)

第二百三十条 公然と事實を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事實の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

死者の名譽を毀損した者は、虚偽の事實を摘示することによつてした場合でなければ、罰しない。

#### (公共の利害に関する場合の特例)

第二百三十一条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事實に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事實の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至つていらない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事實とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事實には、事實の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。

(侮辱)

第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるとき又は内閣總理大臣が、外國の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わつて告訴を行う。

第二百三十二条の二 2 告訴をすることができる者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第二百三十四条 2 告訴をする前の例による。

2 告訴した者も、前条の例による。

#### (信用毀損及び業務に対する罪)

第二百三十三条の二 虚偽の風説を流布し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

#### (電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正確な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用又は使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

### 第三十六章 窃盜及び強盗の罪

#### (窃盜)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、十年以下の懲役又は五十年以下の罰金に処する。

2 不動産侵奪の罪とし、十年以下の懲役又は拘留又は科料に処する。

#### (強盗)